

天理市公民館運営審議会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、天理市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）の傍聴の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の制限)

第2条 傍聴席が満員となったときその他必要があるとき、会長は、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

(傍聴の手續)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、天理市公民館運営審議会傍聴申出書（様式第1号）に住所及び氏名を記入しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、がいとう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病氣

その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、審議会の事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、令和2年8月6日より施行する。

様式第1号（第3条関係）

天理市公民館運営審議会傍聴申出書

年 月 日

氏 名	住 所